

5. 誘導施設

5.1 誘導施設の基本的な考え方

(1) 誘導施設の概要

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべきとされる都市機能増進施設（医療・福祉・商業施設等）です。各都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住者の利便性などの観点から検討し、現在不足している機能（施設）や、今後とも維持が求められる機能（施設）等を対象に設定するものです。国の指針では、誘導施設に定めることが考えられる施設として、下記の施設が示されています。

【第8版都市計画運用指針（平成28(2016)年9月改正）誘導施設の基本的な考え方】

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

【誘導施設に定めることが考えられる施設】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設 コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、放課後児童クラブ 子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー、コンビニ
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局、ATM
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化振興の拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：国土交通省資料

(2) 本市における誘導施設の考え方

本市においては、目指す都市の骨格構造に示す都市の活力を支える区域を都市機能誘導区域とすることから、誘導区域ごとの目指す都市機能に応じ、必要な誘導施設について、市民アンケートの調査結果等（詳細は資料編のとおり）も踏まえて設定します。

5.2 誘導施設の設定方針

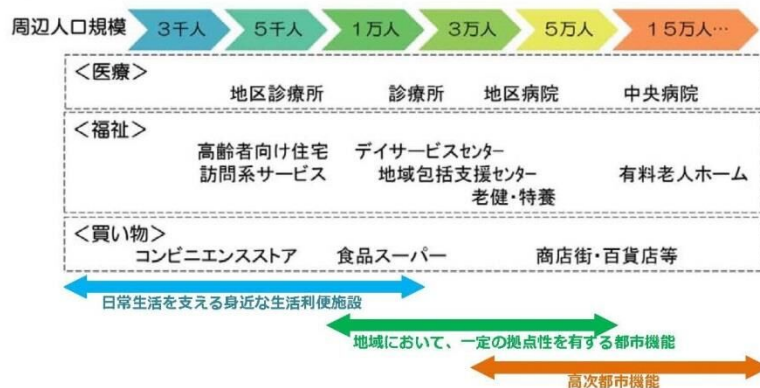
(1) 誘導区域における誘導施設の考え方

各誘導区域の特性と求められる機能等を踏まえ、誘導施設の考え方を下記のとおり整理します。

誘導区域における誘導施設の考え方		
区分	拠点等	誘導の考え方
広域都市機能誘導区域	広域交流拠点	環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、広域的な役割をもった都市機能の維持・誘導を図ります。あわせて、都心での居住や定住へ向けた日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。
一般都市機能誘導区域	地域・生活交流拠点 中央連携軸	居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。
学術都市機能誘導区域	学術研究拠点	研究開発や新規産業創出の拠点として、学術・研究等の都市機能の維持・誘導を図ります。

【参考】生活圏人口規模と都市機能

■生活圏人口規模と都市機能の関係性



出典：国土交通省資料

(2) 誘導施設設定の考え方

各都市機能誘導施設設定の考え方を次のとおり整理するとともに、5.2(1) 誘導区域における誘導施設の考え方に従い、誘導すべき区域を定めることとします。

ア 誘導施設は、目指すべき都市像を実現するために必要であり、現在立地しており、将来にわたっても機能を維持すべき施設及び現在立地しておらず、新たに立地を誘導すべき施設を設定の対象とします。

イ 広域都市機能誘導区域には、環瀬戸内海圏の中核としてふさわしい広域的施設を誘導施設として位置付けます。

ウ 広域都市機能誘導区域及び一般都市機能誘導区域には、市民アンケート調査でも徒歩や自転車で利用できる範囲に立地することが望ましいとの結果があり、日常生活に不可欠な食品スーパーや診療所、銀行等を誘導施設として位置付けます。

エ 学術都市機能誘導区域には、研究開発の拠点として、その性質にふさわしい施設を誘導施設として位置付けます。

オ 保育所・幼稚園・認定こども園及び老人福祉施設については、送迎サービスが一般的なものもあり、拠点のみならず市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、現時点では誘導施設に位置付けません。

凡 例		
設定	○	都市機能誘導施設に位置付ける
	－	都市機能誘導施設の位置付けをしない
都市機能誘導区域	広域	広域都市機能誘導区域へ維持・誘導する施設
	一般	一般都市機能誘導区域へ維持・誘導する施設
	学術	学術都市機能誘導区域へ維持・誘導する施設
	－	都市機能誘導施設の位置付けをしない

【本市における誘導施設の考え方】

誘導施設の設定				
機能分類	施設分類	考え方	設定	都市機能誘導区域
行政機能	本庁	本庁は行政組織の中核的機能を担うことから、誘導施設に位置付けます。	○	広域
	総合センター	地域における行政組織の中核的な機能を担うことから、誘導施設に位置付けます。	○	一般
	支所・出張所	従来の行政サービスを引き続き提供するもので、拠点のみならず市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、誘導施設の位置付けをしません。	－	－
介護・保健機能	地域包括支援センター・保健センター	地域包括センターと保健センターは総合センターに併設し、地域の健康・福祉の相談窓口としての機能を担うことから、誘導施設に位置付けます。	○	広域 一般
	老人福祉施設	老人福祉施設の利用は、送迎サービスが一般的なものもあり、拠点のみならず市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、誘導施設の位置付けをしません。	－	－

誘導施設の設定				
機能分類	施設分類	考え方	設定	都市機能誘導区域
子育て支援機能	保育所 幼稚園 認定こども園	拠点のみならず市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、誘導施設の位置付けをしません。	－	－
商業機能	百貨店 複合型商業施設（再開発・駅ビル）	百貨店や複合型商業施設（再開発・駅ビル）は、広域交流拠点での賑わいや活力創出の中核として必要であることから、今後も維持・誘導すべき誘導施設に位置付けます。	○	広域
	食品スーパー（1,000㎡以上）	市民アンケート調査でも、最も徒歩等圏内の立地が望ましい・重要性が高い施設としての調査結果が出ています。このため、今後も維持・誘導すべき誘導施設に位置付けます。	○	広域 一般
医療機能	地域医療支援病院	専門外来や入院、救急医療など地域医療の中核を担う病院として、誘導施設に位置付けます。	○	広域
	病院（20床以上）	医療圏域における施設配置のバランスや、救急車等による患者移送の必要性も考慮する必要があり、誘導施設の位置付けをしません。	－	－
	診療所（内科）	市民の健康維持等のため、「かかりつけ医」等の機能分化が進んでいることに加え、徒歩等圏内の立地が望ましい・重要性が高い施設としての市民アンケート調査結果が出ていることから、維持・誘導すべき誘導施設に位置付けます。	○	広域 一般
	診療所（外科（整形外科を含む））		○	広域 一般
	診療所（小児科）	子育て世代に特に必要な医療施設であり、居住誘導に資すると考えられ、維持・誘導すべき誘導施設に位置付けます。	○	広域 一般

誘導施設の設定					
機能分類	施設分類	考え方		設定	都市機能誘導区域
金融機能	銀行等の金融機関	徒歩等圏内の立地が望ましい・重要性が高い施設としての市民アンケート調査結果があり、日常的に必要な誘導施設に位置付けます。		○	広域一般
教育・文化・交流機能	小学校・中学校	各地域に必要な施設で、拠点のみならず市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、誘導施設の位置付けをしません。		－	－
	コミュニティセンター			－	－
	交流センター	広域的交流促進や賑わい創出に必要な施設と考えられ、地域交流拠点（仏生山）の誘導施設に位置付けます。		○	一般
	文化（多目的）ホール	サンポートホール高松等	広域的施設で、賑わいや活力創出及び、MICE※振興に必要な施設であることから、誘導施設に位置付けます。	○	広域
	コンベンション施設	サンメッセ香川 等		○	広域学術
	体育館	新県立体育館		○	広域
	美術館	高松市美術館		○	広域
	教育交流施設	たかまつミライエ		○	広域
	図書館	教育や賑わい創出及び広域的交流促進に必要な施設と考えられることから、誘導施設に位置付けます。		○	広域学術
	大学	教育や研究開発を通じて、地域と連携し人材育成や経済・産業を始めとした様々な分野の役割を担うことから、誘導施設に位置付けます。		○	広域学術
	研究施設	研究開発を通じて、人材育成や新たな産業・市場を創出することにより、雇用等の様々な成果をもたらすことから、誘導施設に位置付けます。		○	学術

※MICE：企業等の会議、研修旅行、国際会議、見本市やイベント等、多くの集客交流が見込まれる、ビジネスイベント等の総称

(3) 都市機能誘導施設の定義

都市機能誘導施設の定義を下表のとおりとします。

機能分類	施設分類	施設定義
行政機能	本庁	－
	総合センター	高松市地域行政組織再編計画
介護・ 保健機能	保健センター	地域保健法第 18 条第 1 項
	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項
商業機能	百貨店	－
	複合型商業施設(再開発・駅ビル)	－
	食品スーパー（1,000 m ² 以上）	大規模小売店立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む）であり、主に食料品を取り扱うもの
医療機能	地域医療支援病院	医療法第 4 条
	診療所（内科）	医療法第 1 条の 5 第 2 項
	診療所（外科（整形外科を含む））	
	診療所（小児科）	
金融機能	銀行等の金融機関	銀行法、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法に基づく金融機関（政策投資銀行を除く）
教育・文化・ 交流機能	文化（多目的）ホール	客席数 1,000 席以上を有する多目的ホール
	コンベンション施設	会議場又は展示場の機能を有する施設
	体育館	収容人数 5,000 人以上有する体育館
	図書館	図書館法第 2 条
	美術館	博物館法第 2 条
	教育交流施設	－
	大学	学校教育法第 1 条
	研究施設	－

5.3 誘導施設の設定

以上を踏まえ、各都市機能誘導区域における誘導施設を次のとおりとします。

(1) 広域及び学術都市機能誘導区域に定める誘導施設

機能分類	施設分類/例示施設		広域都市 機能誘導 区域	学術都市 機能誘導 区域
行政機能	本庁		○	—
介護・ 保健機能	地域包括支援センター、保健センター		○	—
商業機能	百貨店		○	—
	複合型商業施設（再開発・駅ビル）		○	—
	食品スーパー（1,000 m ² 以上）		○	—
医療機能	地域医療支援病院		○	—
	診療所（内科）		○	—
	診療所（外科（整形外科を含む））		○	—
	診療所（小児科）		○	—
金融機能	銀行等の金融機関		○	—
教育・文化・ 交流機能	文化(多目的)ホール	サンポートホール高松 等	○	—
	コンベンション施設	サンメッセ香川 等	○	○
	体育館	新県立体育館	○	—
	美術館	高松市美術館	○	—
	教育交流施設	たかまつミライエ	○	—
	図書館		○	○
	大学	香川大学	○	○
	研究施設		—	○

○【維持】 : 区域に立地し、区域内の立地を維持する
 —【対象外】 : 誘導施設の対象としない

(2) 一般都市機能誘導区域に定める誘導施設

機能分類	拠点名 <
------	--

※1 仏生山については、中央連携軸の南の核になることから、上記の他に、地域交流センターを位置付ける

※2 整備予定

- 【維持】：区域に立地し、区域内の立地を維持する
- ☆【誘導】：徒歩圏域（800m 圏内）に立地しており、区域内への誘導の対象とする
- ★【誘導】：区域に立地がなく、誘導の対象とする
- －【対象外】：誘導施設の対象としない